



## 《事務所だより》第144号

飲食組合静岡支部  
TEL 251-3838  
www.shizuokainsyoku.jp

### 1. 平成29年度 定期総代会について【報告】

平成30年5月21日(月)クーポール会館にて定期総代会が開催されました。当日は定数117名中、出席者25名、委任状によるもの84名、計109名の出席により、「平成29年度事業報告及び収支決算・監査報告」について、「任期満了に伴う役員改選(案)」について、「平成30年度事業計画及び収支予算(案)」についての議案が審議され原案どおり可決されましたことを報告致します。

新三役については、下記のとおりです。

よろしくお願い致します。

支 部 長：海野睦浩（あさひ）  
副支部長：高橋 誠（駿河居酒屋福助）  
副支部長：井木 裕（寿し市）  
副支部長：柴田孝之（三日月）  
副支部長：大越敏幸（居酒屋たぬき）  
会 計：村上正祐（忠ちゃん）  
会 計：川村明美（寿限無）

### 2. 平成30年度「ふぐ処理師試験」の日程について

※願書は組合でも配布しますので必要の方は組合事務所まで連絡下さい。

- ① 願書受付 ・ 保健所 平成30年6月25日(月)から29日(金)【受付時間9:00-17:00】
- ② 試 験 日 ・ 平成30年8月10日(金)学科・平成30年9月21日(金)実技
- ③ 試験会場 鈴木学園 葵区七間町 15-1

なお、詳細は保健所食品衛生課へお問い合わせ下さい。TEL 249-3161

### 3. 食品国保加入者の皆様へ

例年どおり、海の家・プールの利用券が食品国保より交付されます。詳細は、組合事務所までお問合せ下さい。

### 4. 配布物について

- ① グリストラップ清掃しませんか？(株)かわはら工業（推薦協力店）1枚

## 組合員の皆様から寄せられた『声』のページです。

※ 日ごろ営業していて良かったこと、困ったこと、分からないこと等の情報をみんなで共有したいと思います。どんな意見でもOKですので情報を組合あてメール、FAX、手紙、TELでお知らせ下さい。検討させて頂き事務所日より等で掲載させて頂きます。

<Aさん>宴会予約のキャンセルが多発しています、どうしたら良いか対処方法について、県民生活センター、市民相談室、弁護士等に相談した結果、前日に必ず確認の電話をする。またウェブサイトやホームページ等でキャンセル料がかかることを明記する等（例えば、2日前からキャンセル料が発生します等）自分で防護することが必要との事でした。困ったら組合の弁護士に相談して下さい。

<Bさん>露店営業でドリンクなど内容の販売基準を保健所で確認したところ清涼飲料水・お酒の販売については下記のとおりでした。

- ペットボトルなどの製品をコップに注ぐ…○
- 酒類、濃縮・粉末飲料等市販の製品をその都度、湯・水・製品等で希釈する…○
- 自家製シロップを希釈する…×
- 果物を絞って入れる…×
- トッピングする…×

<Cさん>深夜における酒類提供飲食店営業届出は必要か警察署に確認した情報です。深夜とは、午前0時から日の出時までをいいます。営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものについては、届出の必要はありません。お酒を飲むために存在する店なのか、そうでないのかがポイントです。（例・ラーメン店、ファミレスでもビールを出す、それがサイドメニューとしてなら不用）静岡中央警察署054-250-0110 生活安全課  
静岡南警察署 054-288-0110 生活安全課

事 例 <例えばですがこんな、相談でもOKです>

葵区で中華料理店を経営しています。高齢になり後継者がいないので、お店を譲渡して営業を任せたく、営業して頂ける方を探しています。（後10年位は使用可能です）独立希望の方を歓迎します。組合に連絡して下さい。

